資料に関する各種方針・基準

１．資料収集方針・選定基準

２．書庫入れ基準

３．資料除籍基準

土佐清水市立市民図書館

はじめに

公共図書館の最大の使命は「知識と情報の提供」である。急速な変化を遂げる時代において、市民の思考や判断を裏付けるため、多様な資料を収集し、適正な蔵書構成を維持することは図書館の責務といえる。

図書館の重要な構成要素である「資料」の選定や除籍にあたって、基準を明文化することで図書館員の共通の認識とし、上記の使命を果たすため、これら方針並びに基準を策定する。

資料収集方針・選定基準

１．目的

図書館の最も基本的な業務は、資料の選定と収集である。この収集方針並びに選定基準を図書館員の共通の認識とし、時代の変化や多様化する市民の要求に応えられる蔵書構成を図ることを目的とする。

２．収集方針

（１）基本姿勢

①利用者の開拓、読書活動の普及という観点から、主として教養の向上、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集する。

②多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

③著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれてその著作を排除しない。

④図書館員の個人的な関心や好みによって選定に関与しない。

⑤収集範囲内のものは、市民が要求する資料を積極的に収集する。

⑥以上の基本姿勢で収集した資料がどのような思想、主張をもっていようとも、図書館員がそれを支持するものではない。

（２）収集範囲

①準学術的専門書を除き、第３項の各号に定める資料で、次に該当するものを収集する。

ア　情報提供機関である図書館の蔵書として内容的にふさわしいもの

イ　製本、印刷等が良好なもの

ウ　蔵書管理上、形態的に問題がないもの

②次の資料は原則として収集しない。

ア　明らかに不健全または低俗な資料で、資料的価値に乏しいもの

イ　裁判でわいせつとして判決を受けたもの、有害図書として指定されたもの

ウ　特定の宗教団体、政党及び企業等の宣伝傾向が著しいもの

エ　受験勉強のための参考書、問題集及び義務教育上の教科書等

オ　ゲームの攻略法、ギャンブルの予測等に関する資料

カ　アイドル歌手等の写真集

キ　その他館長が不適当と認める資料

③次の資料は重点的に収集する。

ア　各分野の基本的な図書

主題がＮＤＣの綱目、要目に該当するもの

イ　図書館学に関する資料

図書館、図書館学、読書活動の推進や児童図書の研究に関する資料

ウ　政府刊行物

統計書、報告書、その他国民に対する広報、報告に用いられるもの

エ　社会問題に関する資料

市民生活に直結する問題、国民的争点になっている問題に対する研究書や解説書

オ　郷土資料

地方行政資料をはじめ、主題が高知県に関するもの。また、著者が県内出身者であるものや県内で刊行されたもの。特に土佐清水市に関する資料を優先する

カ　視覚障がい者用資料

大活字本、点字資料、拡大図書等、視覚障がい者や高齢者に配慮した資料

キ　推薦図書、受賞作

図書館関係団体等において選定、推薦になったものや受賞作

ク　絵本、紙芝居

何年も読み継がれてきたものや、季節行事等への理解を深めるもの

ケ　ファイル資料

最新の情報や研究成果が収録されているパンフレットやリーフレット

３．選定基準

（１）成人図書

①職業的実務に役立つものか

②生活設計に役立つものか

③社会問題、地域や個人が抱える課題の解決に役立つものか

④文化意欲の向上や文化意識の定着に役立つものか

⑤趣味を養い伸ばすことに役立つものか

（２）児童図書

①幼児、児童、生徒の発達段階に適したものか

②学習図書は正確でわかりやすく、学習内容に対応したものか。また、子どもの知的欲求や学習意欲を伸ばせるよう配慮しているか

（３）絵本

①絵や物語が子どもの情緒的経験や想像力を養うのに適したものか

②著者や出版社の姿勢は確かか

③図書館関係団体等において、一定の評価が定まっているか

（４）紙芝居

①絵や物語が子どもの情緒的経験や想像力を養うのに適したものか

②著者や出版社の姿勢は確かか

③教育目的のものは子どもの発達段階に適しているか

（５）レファレンス用図書

①市民が必要とする最低限の情報を収めているか

②最新の情報や統計が収録されているか

ア　辞典（用語集を含む）

イ　事典（百科事典、専門事典）

ウ　書誌、目録

エ　索引、抄録誌

オ　便覧、ハンドブック

カ　年表、年鑑

キ　図鑑

ク　人名録

ケ　政府刊行物

コ　統計資料集

サ　法令集、判例集

（６）郷土資料

①高知県や土佐清水市の歴史や現状を知り、諸問題を考えるうえで有用であるか

②図書館に永続的に残す必要があるものか

（７）雑誌

図書では得られない最新の情報や研究成果が収録されているか

（８）新聞

高知新聞並びに主要な全国紙であるか

（９）視聴覚資料（映像資料、音響資料）

①それぞれの資料がもつ特性を活かし、市民の文化並びに教養の向上に資すると認められるものか

②学校での教材、各種グループや団体の研修等、生涯学習活動に活かせるものか

(10) 電子資料（ＤＶＤ－ＲＯＭ、データベース等）

①紙媒体では得られない情報が収録され、調査研究に有用であるか

②検索方法の利便性や情報の蓄積性が高いか

(11) リクエストされた資料

収集方針に基づいているか

４．選定資料の決定

選定資料については、図書館と教育委員会内の図書館担当課による「資料選定委員会」で協議を行う。この協議をふまえ、図書館長が最終決定を行う。

５．寄贈資料の取り扱い

（１）収集方針に基づいて随時受け入れる。

（２）下記の資料は受け入れない。

①出版から時間が経過し、資料的価値または利用価値がない図書

②雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料

③コミックス

④破損や汚損等形態に問題がある資料

⑤すでに図書館に所蔵しているもので、利用がないと見込まれるもの

６．その他

（１）同一主題を取り扱い、収録内容をほぼ同じくする資料が２種以上ある場合はその選定を調整する。

（２）同一資料を複数選定する場合は、資料選定委員会で十分に協議を行う。

（３）各項に定めるもののほか、選定について必要な事項は、協議のうえ定めることとする。

（４）この方針並びに基準は、図書館サービスの進展や利用状況に合わせて、適時改定するものとする。

＜附則＞

この方針並びに基準は、平成２３年４月１日から適用する。

書庫入れ基準

１．目的

利用価値等が低下した資料を書庫に入れることにより、開架スペースにおいて適正な蔵書構成を維持することを目的とする。

２．書庫入れ基準

（１）破損や汚損があり、利用に支障をきたすもの。ただし、著しいものはすぐに除籍する。

（２）時間の経過によって、資料的価値または利用価値が低下したもの。

①医学に関する分野は、出版から５年が経過したものを候補とする

②情報科学に関する分野は、出版から１０年が経過したものを候補とする

③その他の分野は、出版から１５年が経過したものを候補とする。ただし、文学作品はこのかぎりでない

（３）出版事情、蔵書構成、利用状況、資料の保存価値及び収蔵能力等を総合的に判断して、開架スペースに所蔵することが適切でない資料。

３．書庫入れ資料の決定

書庫入れ資料の選定については、選定担当者が上記の基準に基づいて行う。

４．その他

（１）書庫入れによって蔵書構成にバランスを欠くことのないよう、同一主題を補充する。

（２）この基準は、図書館サービスの進展や利用状況に合わせて、適時改定するものとする。

＜附則＞

この基準は、平成２３年４月１日から適用する。

資料除籍基準

１．目的

（１）利用価値等を失った資料を除籍することにより、適正な蔵書構成を維持し、常に質の高い資料を提供することを目的とする。

（２）亡失資料を除籍することにより、現存する資料を正確に把握し、必要な資料の補充を行う。

２．基本姿勢

（１）除籍資料の決定にあたっては、各分野の基本的な資料や歴史的価値の高いものがあるので慎重に行う。他に類書がないものや、絶版等の理由で入手不能なものも同様とする。

（２）児童、生徒向けの学習図書については、学習内容を考慮して適時行う。

３．除籍基準

（１）図書

①不用図書

ア　破損や汚損が著しく、修理や製本が困難なもの。または製本する価値がないもの

イ　時間の経過によって、資料的価値または利用価値がなくなったもの

・医学に関する分野は、出版から１０年が経過したものを候補とする

・情報科学に関する分野は、出版から１５年が経過したものを候補とする

・その他の分野は、出版から２０年が経過したものを候補とする

ただし、文学作品はこのかぎりでない

ウ　複本、類書があって利用頻度の低いもの

エ　新版、増補、改定または同類図書が入手された場合における当該既存図書

オ　出版事情、蔵書構成、利用状況、図書の保存価値及び収蔵能力等を総合的に判断して、所蔵することが適切でない図書

②数量更生

すでに受け入れの済んでいる図書を合冊、または分冊する場合

（２）逐次刊行物

①雑誌の保存期間

ア　週刊誌、半月刊誌及び月刊誌は、年の最初に出版された巻号から最終号までを１単位年とし、１年間とする

イ　隔月刊誌、季刊誌は、年の最初に出版された巻号から最終号までを１単位

年とし、２年間とする

②新聞の保存期間

ア　高知新聞は永久保存とする

イ　全国紙は１月から１２月までを１単位年とし、2年間とする

③官報の保存期間

年の最初に出版された巻号から最終号までを１単位年とし、１０年間とする

（３）視聴覚資料、電子資料

①破損や汚損または機能低下等により、利用に耐えない資料

②時間の経過によって、資料的価値または利用価値がなくなったもの

③出版事情、蔵書構成、利用状況、資料の保存価値及び収蔵能力等を総合的に判断して、所蔵することが適切でない資料

（４）亡失資料

①３年以上続けて所在が不明なもの

②貸出資料のうち、督促等の努力にもかかわらず、貸出時から５年以上経過し、回収不能なもの

③利用者が破損、汚損または紛失した資料で、現品での弁償が不可能なもの

④災害及び不慮の事故によるもの

４．除籍対象とならない資料

（１）保存を目的として他機関から移管された資料や、図書館に永続的に残す必要がある史料。

（２）郷土資料のうち土佐清水市に関するもの。ただし、破損や汚損が著しいものはこのかぎりでない。

５．除籍資料の決定

除籍資料の選定については、選定担当者が上記の基準に基づいて行い、図書館長が最終決定を行う。

６．その他

（１）除籍によって、蔵書構成にバランスを欠くことのないよう、同一主題を補充する。

（２）この基準は、図書館サービスの進展や利用状況に合わせて、適時改定するものとする。

＜附則＞

この基準は、平成２３年４月１日から適用する。

この基準は、平成２７年７月１日から適用する。

この基準は、令和６年１月４日から適用する。